

卷末資料

～様式、記入例及び受入品目の具体例～

※記載のページ番号は本資料中のものです

(1) 様式

- **産業廃棄物搬入届出書（管理型（石綿含有を除く））～P.2～**
…廃石膏ボード、鉋さい、汚泥、燃え殻、ばいじんを搬入する際に使用する書類
- **産業廃棄物搬入届出書（管理型（石綿含有））～P.3～**
…石綿含有産業廃棄物に該当する廃石膏ボード等を搬入する際に使用する書類
- **産業廃棄物搬入届出書（安定型（石綿含有を除く））～P.4～**
…廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類を搬入する際に使用する書類
- **産業廃棄物搬入届出書（安定型（石綿含有））～P.5～**
…石綿含有産業廃棄物に該当する廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類を搬入する際に使用する書類
- **産業廃棄物搬入届出書 附属書 ～P.6～**
…届出書と一緒に必ず提出する書類
- **産業廃棄物処分費用後納承認申請書 ～P.7～**
…産業廃棄物処分費用を後納払いする場合にのみ提出する書類
- **産業廃棄物分析調査報告書 ～P.8～**
…鉋さい、汚泥、燃え殻、ばいじんを搬入する際に安全性確認の手続で使用する書類

(2) 記入例

- 「産業廃棄物搬入届出書」の記入例 ～P.10～
- 「産業廃棄物搬入届出書 附属書」の記入例 ～P.12～
- 「産業廃棄物処分費用後納承認申請書」の記入例 ～P.14～
- 「産業廃棄物分析調査報告書」の記入例 ～P.16～

産業廃棄物搬入届出書



(届出先)
横浜市長

年 月 日

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1公共
2:市以外の公共	2民間
3:中小企業者	
4:大企業	
5:処分業者	
承認番号	

届出者(排出者)

住所
氏名

印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業		
	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

発 生 場 所	所在地					
	名 称					
担 当 者	氏 名		電 話	()		
種類、 荷姿、 計画量 及び 処分回数 (搬入台数)	150 燃え殻	ばら・袋・その他()	t	台		
	151 メッキ汚泥	ばら・袋・その他()	t	台		
	152 その他汚泥	ばら・袋・その他()	t	台		
	153 建設汚泥	ばら・袋・その他()	t	台		
	154 鉱さい	ばら・袋・その他()	t	台		
	155 ばいじん	ばら・袋・その他()	t	台		
	156 下水汚泥の焼却灰	ばら・袋・その他()	t	台		
	157 (廃石こうボード)	ばら・袋・その他()	t	台		
		ばら・袋・その他()	t	台		
		ばら・袋・その他()	t	台		
運 搬 者	収集運搬業者	所在地				
		名 称				
		電 話	()	()	()	
		許可番号	第 号	第 号	第 号	
	自己運搬	車両番号及び 車両重量	kg	kg	kg	
		kg	kg	kg		
横浜市の 処理施設	所 在 地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先				
	名 称	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場				
横浜市 指示欄	搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
	搬 入 番 号	号				

(注意)

- 1 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 3 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
- 4 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 5 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

受 付

(A4)

産業廃棄物搬入届出書

管理型
(石綿含有)

年 月 日

(届出先)
横浜市長

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1公共
2:市以外の公共	2民間
3:中小企業者	
4:大企業	
5:処分業者	
承認番号	

届出者(排出者)

住所

氏名

印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話

()

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業		
	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

発 生 場 所	所在地														
	名 称														
担 当 者	氏 名							電 話	()						
種類、 荷姿、 計画量 及び 処分回数 (搬入台数)	158 (廃石膏ボード(石綿含有))	ばら・袋・その他()				t		台							
		ばら・袋・その他()				t		台							
		ばら・袋・その他()				t		台							
		ばら・袋・その他()				t		台							
		ばら・袋・その他()				t		台							
		ばら・袋・その他()				t		台							
運 搬 者	収集運搬業者	所在地													
		名 称													
		電 話	()				()				()				
		許可番号	第 号				第 号				第 号				
	自己運搬	車両番号 及び 車両重量	kg				kg				kg				
		kg				kg				kg					
横浜市の 処理施設	所在地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先													
	名 称	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場													
横浜市 指示欄	搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで													
	搬 入 番 号	号													

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

受 付

(A4)

産業廃棄物搬入届出書

安定型
(石綿含有を除く)

年 月 日

(届出先)
横浜市長

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1公共
2:市以外の公共	2民間
3:中小企業者	
4:大企業	
5:処分業者	

届出者(排出者)

住所

氏名

印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話

()

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業		
	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

発 生 場 所	所在地																
	名 称																
担 当 者	氏 名							電 話	()								
種類、 荷姿、 計画量 及び 処分回数 (搬入台数)	160 廃プラスチック類 (石綿含有を除く)	ばら・袋・その他()				t				台							
	161 ゴムくず	ばら・袋・その他()				t				台							
	162 金属くず	ばら・袋・その他()				t				台							
	163 ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石綿含有を除く)	ばら・袋・その他()				t				台							
	164 がれき類 (石綿含有を除く)	ばら・袋・その他()				t				台							
		ばら・袋・その他()				t				台							
運搬者	収集運搬業者	所在地															
		名 称															
		電 話	()				()				()						
		許可番号	第 号				第 号				第 号						
	自己運搬	車両番号 及び 車両重量					kg					kg					kg
						kg					kg					kg	
横浜市の 処理施設	所在地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先															
	名 称	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場															
横浜市 指示欄	搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで															
	搬 入 番 号	号															

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

受 付

産業廃棄物搬入届出書

安定型
(石綿含有)

年 月 日

(届出先)
横浜市長

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1公共
2:市以外の公共	2民間
3:中小企業者	
4:大企業	
5:処分業者	

届出者(排出者)

住所

氏名

印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話

()

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業		
	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

発 生 場 所	所在地																
	名 称																
担 当 者	氏 名							電 話	()								
種類、 荷姿、 計画量 及び 処分回数 (搬入台数)	165 廃プラスチック類 (石綿含有)	ばら・袋・その他()				t				台							
	166 ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石綿含有)	ばら・袋・その他()				t				台							
	167 がれき類(石綿含有)	ばら・袋・その他()				t				台							
		ばら・袋・その他()				t				台							
		ばら・袋・その他()				t				台							
		ばら・袋・その他()				t				台							
運 搬 者	収集運搬業者	所 在 地															
		名 称															
		電 話	()				()				()						
		許可番号	第 号				第 号				第 号						
	自己運搬	車両番号 及び 車両重量					kg					kg					kg
横浜市の 処理施設	所 在 地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先															
	名 称	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場															
横浜市 指示欄	搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで															
	搬 入 番 号	号															

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

受 付

産業廃棄物搬入届出書 附属書

処分料金

産業廃棄物の種類	処分費用単価
燃え殻	1 kgにつき 15円50銭
ばいじん	
鉱さい	
汚泥（建設汚泥を除く）	
廃石膏ボード	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類	1 kgにつき 13円
建設汚泥	

- ・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- ・施設の処理能力は埋立容量が4,291,000m³で面積が16.4haです。
- ・流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- ・他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- ・搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- ・搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- ・万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取りま

1 石綿含有産業廃棄物の有無

☐ 有 ☐ 無

「有」の場合

- ☐ 石綿建材除去事業（特定粉じん排出等作業）で発生した廃石綿等ではない。
☐ 収集・運搬に当たっては、受入基準を満たすための破碎・切断はしていない。

2 搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程、材質など

3 搬入廃棄物の数量根拠

4 自社搬入の有無

☐ 有 ☐ 無

5 マニフェスト利用の有無

☐ 有 ☐ 無

「有」の場合

- ☐ 紙マニフェスト
☐ 電子マニフェスト

6 過去の届出状況

- ☐ 同一の公共工事で届け出た。 搬入番号【 】
☐ 公共工事以外で、今年度届け出た。 搬入番号【 】
☐ いずれにも該当しない

7 搬入廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

- ☐ 届出書及び添付書類の内容に相違はありません。
☐ 受入基準等※を遵守し適正に搬入します。

※：受入基準等（抜粋）

- ・再資源化できないもの
- ・水中に投じて浮遊しないもの
- ・中空の状態でないもの
- ・廃プラスチック類、ゴムくずは最大径15cm以下に破碎・切断したもの
- ・金属くず、ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類等は最大径30cm以下に破碎または切断したもの
- ・燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては理化学分析の結果が判定基準に適合するもの

管理型	安定型

産業廃棄物処分費用後納承認申請書

年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

申請者 住 所
(届出者)

会社名

代表者名

印

電話 ()

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場における産業廃棄物処分費用の支払い方法を、後納払いとしたく、添付書類を提出のうえ、次のとおり申請します。

発注者 (発注担当局部課)		発注担当者 (電話)	
発生場所 の名称			

添 付 書 類	☐ 住民票又は法人登記簿謄本の写し（公共事業の場合は不要）
	☐ 市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し（公共事業の場合は不要）
	直近の期の貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は、直近の期の所得税の納税証明書の写し） ☐ 有
	☐ 無（該当する数字を○で囲む）
	1 横浜市財政局契約の工事（水道局、交通局委任案件を含む）を今年度請け負っている。
	2 今年度、搬入番号【 号】にて後納承認申請書を提出している。
	3 申請者は横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人である。

確認事項	☐ 過去1年以内に納期限を超過した支払いはありません。 ☐ 下記の注意事項について確認しました。
------	---

(注意)

- 1 後納払いは、次のいずれかの要件を満たした場合に限りです。
 - (1) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人が搬入する場合
 - (2) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体、国又は神奈川県等の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が 20 トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
 - (3) 公共事業の請負以外の者のうち、搬入届出量が 20 トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
- 2 この申請書は、産業廃棄物搬入届出書とあわせて提出してください。
- 3 記載内容に変更が生じる場合は、再申請が必要です。
- 4 処分費用の納期限は搬入月の翌月末です。横浜市が発行する納入通知書で、納期限までに所定金額の納付が必要で
- 5 申請者が、資格基準を満たしていないことが判明した場合は、後納を停止します。また、指定された納期限内に処分費用を納付しない場合は、次の(1)～(3)を行います。
 - (1) 既に届出された後納払いによる搬入をすべて停止します。
 - (2) 横浜市が指定した日から 1 年間、後納承認の申請ができません。
 - (3) 既に搬入した分の処分費用について、期限の利益を失い、一括で納付していただく場合があります。

(報告先)
横浜市長

住所
氏名

次のとおり産業廃棄物の分析調査結果を報告します。
[事業者記入欄]

提出区分	新規 ・ 継続 ・ 中間報告		
当該廃棄物の担当者	所属 氏名 T E L ()		
事業概要	業種		
	主要製品		
廃棄物名 (社内名)		主成分	
試料採取者及び 採 取 年 月 日	所属 氏名		年 月 日 採取
試料採取場所及び方法			
廃棄物の発生工程 及び処理工程 (フローシート)	発生場所 報告者住所と 1 . 同 じ 2 . 異なる ()		
保有する政令で 定められた施設の 名称又は番号	大気汚染防止法関係		
	水質汚濁防止法関係		
	廃棄物処理法関係		
処分方法	埋立 海洋投入 (A ・ B ・ C 海域)		
廃棄物排出量	t / 月	処分頻度	回 / 月 ・ 年
保管方法		通常保管量	
収集 ・ 運搬者	住所 氏名 T E L ()		許可番号
最終処分者	住所 横浜市中区南本牧 3 番 1 、 4 番 1 地先 氏名 南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場 T E L (045) 625-9647		許可番号

横 浜 市 記 入 欄	
----------------------------	--

[分析機関記入欄]

一般性状試験	試料の性状	1. 液状 2. 泥状 3. 粉体状 4. 塊状 5. その他 () 色 () 臭気 ()				
	海洋投入処分の場合	固液分離の有無: 3 0 分以上静置後の状態 1. 無 2. 有 [上澄み液量(), 沈澱物量()] 3. 分離不明確				
		油 膜	有 ・ 無		油 分	mg/ℓ
	水 分	%	p H	(°C)	n-ヘキサン抽出物質量	mg/kg
	固型分	%	不溶成分	%	固型分の熱灼減量	%

項 目	含有量試験値	溶出試験値	試 験 方 法	
			含有量試験	溶出試験
アルキル水銀	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
総 水 銀	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
カ ド ミ ウ ム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
鉛	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
有 機 燐	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
六 価 ク ロ ム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
砒 素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シ ア ン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
P C B	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ジクロロメタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
四 塩 化 炭 素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
チ ウ ラ ム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シ マ ジ ン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ベ ン ゼ ン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
セ レ ン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,4-ジ オ キ サ ン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ダイオキシン類	ng-TEQ/g ng-TEQ/ℓ	—		
銅	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
亜 鉛	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
弗 化 物	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ベ リ リ ウ ム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ク ロ ム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ニ ッ ケ ル	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
バ ナ ジ ウ ム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
有 機 塩 素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
フ ェ ノ ール 類	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
分析機関 所在地 名称 濃度計量証明事業所登録番号			分析期間	年 月 日～ 月 日
			環境計量士	
			TEL ()	

様式の体裁は変更せず、ダウンロード時に記載済みの項目はそのままご利用ください。

記入例

(届出先)
横浜市
横浜市長

排出者区分	排出工程区分
1. 本市	1. 公共
2. 市外の公共	2. 民間
3. 中小企業者	
4. 大企業	
5. 処分業者	

産業廃棄物搬入届出書

安定型
(石綿含有を除く)

1

年 月 日

届出者(排出者)

住所 横浜市〇〇区〇〇

氏名 〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇

代表者印

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を	2 卸売業		1000
〇で囲んでください。	3 工業・その他業種	20人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

発生場所	所在地	横浜市××区××		
	名称	△△工事		
担当者	氏名	〇〇〇〇		
	電話	×××(×××)××		
種類、 荷姿、 計画量 及び 処分回数 (搬入台数)	160 廃プラスチック類 (石綿含有を除く)	ばら・袋・その他()	t	台
	161 ゴムくず	ばら・袋・その他()	t	
	162 金属くず	ばら・袋・その他()	t	台
	163 ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石綿含有を除く)	ばら・袋・その他()	0.1 t	1 台
	164 がれき類 (石綿含有を除く)	ばら・袋・その他()	10 t	3 台
		ばら・袋・その他()	t	台

運搬者

収集運搬業者	所在地	横浜市△△区△△		
	名称	××運輸(株)		
	電話	045(▽▽▽)▽▽▽▽		
	許可番号	第0140〇〇〇〇〇〇〇〇号		
自己運搬	車両番号及び 車両重量	1 2 3 4 2500kg	kg	kg
		kg	kg	kg

横浜市の 処理施設	所在地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先
	名称	南本牧第5ブロック産業廃棄物最終処分場
横浜市 指示欄	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
	搬入番号	

(注意)

1 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。

2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

3 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。

4 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。

5 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

受 付

(A4)

資-10

産業廃棄物搬入届出書の記入方法について

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ① 4種類の搬入届出書から適切なものを使用してください。
(4種類の選択方法については本編 P.5 の「2 利用するための事務手続」参照)
- ② 届出者の記入日時点の情報を記入してください。届出者は**事業を実際に経営し、廃棄物の処理責任を負う者(建設工事においては元請業者)**であり、**建設工事の下請業者や収集運搬を委託された収集運搬業者等は届出者にはあたりません**。なお、工事契約等の場合は、原則として**契約書に記載されている請負人の住所氏名**を記入してください。また、押印については**法人の場合は代表者印、個人の場合は実印**を使用してください。
従業員数は会社全体の従業員数、資本金は資本総額又は出資総額を記入してください。
- ③ **所在地は廃棄物の発生場所の住所、名称は工事の場合は工事名、それ以外は事業所名**を記入してください。発生場所が複数ある場合は、「〇〇他△か所」や「〇〇区一円」のように記入してください。また、工事契約等の場合は、**契約書に記載されている内容と同様に記入**してください。
- ④ 担当者は、現場事務所等の担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
- ⑤ 記入例を参考に、該当項目を○で囲んでください。荷姿に関しては原則として**石綿含有物以外は「ばら」、石綿含有物は「袋」**としてください。
搬入量は附属書に記入した根拠のある数値を記入してください。事前承認を受けている場合は、分析調査報告書に記載されている廃棄物排出量に合わせてください。
車両台数は廃棄物の種類ごとに、必要最小限の台数としてください。
- ⑥ 収集運搬を委託する場合は、委託業者の情報を記入してください。その際、車両のナンバー及び車両重量の記入は不要です。届出者自らが運搬する場合は、車両のナンバー及び車両重量を記入してください。レンタカーを利用する場合は、車両ナンバーの欄に「レンタカー」と記入してください。

様式の体裁は変更せず、ダウンロード時に記載済みの項目はそのままご利用ください。

産業廃棄物搬入届出書 附属書

処分料金

産業廃棄物の種類	処分費用単価
燃え殻	1 kgにつき 15円50銭
ばいじん	
鉱さい	
汚泥（建設汚泥を除く）	
廃石膏ボード	1 kgにつき 13円
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類	
建設汚泥	

- ・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- ・施設の処理能力は埋立容量が4,291,000m³で面積が16.4haです。
- ・流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- ・他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- ・搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- ・搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- ・万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取りま

1 石綿含有産業廃棄物の有無

☒ 有 ☐ 無

「有」の場合

- ☒ 石綿建材除去事業（特定粉じん排出等作業）で発生した廃石綿等ではない。
- ☒ 収集・運搬に当たっては、受入基準を満たすための破碎・切断はしていない。

2 搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程、材質など

建屋解体時に発生する天井スレート、床舗装をはがしたインターロッキングブロック、壁石膏ボード

3 搬入廃棄物の数量根拠

天井スレート：幅1m×長さ2m×厚さ0.005m×比重1.5×20枚＝0.3t
 インターロッキングブロック：1.3kg/個×35個＝45.5kg＝0.0455t
 廃石膏ボード：幅1m×長さ2m×厚さ0.010m×比重0.7×20枚＝0.28t

4 自社搬入の有無

☒ 有 ☐ 無

5 マニフェスト利用の有無

☒ 有 ☐ 無

「有」の場合

- ☐ 紙マニフェスト
- ☒ 電子マニフェスト

6 過去の届出状況

- ☒ 同一の公共工事で届け出た。 搬入番号【 R6 10023 】
- ☐ 公共工事以外で、今年度届け出た。 搬入番号【 】
- ☐ いずれにも該当しない

7 搬入廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

- ・飛散しやすい
- ・肌に付着すると危険

- ☒ 届出書及び添付書類の内容に相違はありません。
- ☒ 受入基準等※を遵守し適正に搬入します。

※：受入基準等（抜粋）

- ・再資源化できないもの
- ・水中に投じて浮遊しないもの
- ・中空の状態でないもの
- ・廃プラスチック類、ゴムくずは最大径15cm以下に破碎・切断したもの
- ・金属くず、ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類等は最大径30cm以下に破碎または切断したもの
- ・燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては理化学分析の結果が判定基準に適合するもの

附属書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ① 石綿含有廃棄物の有無にレ点を入れてください。有の場合、廃石綿等でないこと及び収集・運搬に当たっては、当処分場への受入基準を満たすための破碎・切断はしていないことを確認のうえ、レ点を入れてください。
- ② 搬入物がどのようなものか具体的に記入してください(例えば「廃プラスチック」ではなく、「既設塩ビ管の撤去物」などと記入)。
- ③ 数量根拠は「(体積計算)×(単位体積当たりの比重)」、「(単位量当たりの重量)×(数量)」、「実績値」を数量根拠とする場合は、別紙に根拠資料を添付してください。比重が1以下の場合は、水中に投じて浮遊しないことを必ず確認してください。
- ④ 収集運搬委託の有無に関わらず、自社運搬する廃棄物がある場合はレ点を入れてください。
- ⑤ マニフェストの使用の有無について、該当する箇所にレ点を入れてください。記入内容と実際の搬入時の状況が違う場合、搬入をお断りさせていただくことがあります。
- ⑥ 受入上限に達していないことの確認のため、該当する場合は記入して下さい。
- ⑦ 搬入物を取り扱う際の注意事項を記入してください。
例) 飛散しやすい、肌に付着すると危険等
- ⑧ 内容を確認したうえで、必ずレ点を入れてください。

様式の体裁は変更せず、ダウンロード時に記載済みの項目はそのままご利用ください。

記入例

第1号様式

※この欄は記入しないでください。

記入しないこと

産業廃棄物処分費用後納承認申請書

年 月 日

(申請先)

橫濱市長

申請者 住 所 横浜市〇〇区〇〇
(届出者)

会社名 ○○建設(株)

代表者名 代表取締役 ○○○○

電話 045 (000) 0000

代表
者印

南木牧第5ブロック廃棄物最終処分場における産業廃棄物処分費用の支払い方法を、後納払いとした
く、領付書類を提出のうえ、次のとおり申請します。

発注者 (発注担当局課)	〇〇局▽▽課	発注担当者 (電話)	〇〇〇〇 045(〇〇〇)〇〇〇〇
発生場所 の名称	△△工事		

添 付 書 類	☐ 住民票又は法人登記簿謄本の写し（公共事業の場合は不要）
	☐ 市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し（公共事業の場合は不要）
	直近の期の貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は、直近の期の所得税の納税証明書の写し） ☐ 有
	☒ 無（該当する数字を○で囲む）
	① 横浜市財政局契約の工事（水道局、交通局委任案件を含む）を今年度請け負っている。
	② 今年度、搬入番号【 】にて後納承認申請書を提出している。
	③ 申請者は横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人である。

確認事項	☒ 過去1年以内に納期限を超過した支払いはありません。 ☒ 下記の注意事項について確認しました。
------	---

(注意)

- 1 後納払いは、次のいずれかの要件を満たした場合に限ります。
 - (1) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人が搬入する場合
 - (2) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体、国又は神奈川県等の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が20トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
 - (3) 公共事業の請負以外の者のうち、搬入届出量が20トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
- 2 この申請書は、産業廃棄物搬入届出書とあわせて提出してください。
- 3 記載内容に変更が生じる場合は、再申請が必要です。
- 4 処分費用の納期限は搬入月の翌月末です。横浜市が発行する納入通知書で、納期限までに所定金額の納付が必要です。
- 5 申請者が、資格基準を満たしていないことが判明した場合は、後納を停止します。また、指定された納期限内に処分費用を納付しない場合は、次の(1)～(3)を行います。
 - (1) 既に届出された後納払いによる搬入をすべて停止します。
 - (2) 横浜市が指定した日から1年間、後納承認の申請ができません。
 - (3) 既に搬入した分の処分費用について、期限の利益を失い、一括で納付していただく場合があります。

産業廃棄物処分費用後納承認申請書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ❶ 届出者の記入日時点の情報を記入してください。届出者は**廃棄物の処理責任者**であり、**建設工事の下請業者や収集運搬を委託された収集運搬業者等**は届出者にはあたりません。また、押印については**法人の場合は代表者印、個人の場合は実印**を使用してください。
- ❷ 発生場所の名称は産業廃棄物搬入届出書と同様に、**工事名や事業所名**を記入してください。公共工事の場合のみ、発注者及び発注担当者の欄も記入してください。
- ❸ 必要な添付書類の欄にレ点を入れてください。貸借対照表及び損益計算書の添付を省略できる場合は、「☐無」にレ点を入れて、該当する番号を○で囲んでください。
- ❹ **注意事項を必ず確認**して、両方にレ点を入れてください。

様式の体裁は変更せず、ダウンロード時に記載済みの項目はそのままご利用ください。

記入例(おもて)

様式1

産業廃棄物分析調査報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

住所 横浜市〇〇区〇〇
氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

次のとおり産業廃棄物の分析調査結果を報告します。

〔事業者記入欄〕

提出区分	新規 ・ 継続 ・ 中間報告		
当該廃棄物の担当者	所属 〇〇工場 氏名 △△△△ TEL 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
事業概要	業種	製造業	
	主要製品	〇〇	
廃棄物名(社内名)	汚泥	主成分	鉄
試料採取者及び採取年月日	所属 〇〇工場 氏名 △△△△	令和〇年 〇 月 〇 日 採取	
試料採取場所及び方法			
廃棄物の発生工程及び処理工程(フローシート)	発生場所 報告者住所と①. 同じ 2. 異なる(製品を製造する際に発生する汚水の処理工程から発生する脱水汚泥		
保有する政令で定められた施設の名称又は番号	大気汚染防止法関係 水質汚濁防止法関係 廃棄物処理法関係		
処分方法	埋立 海洋投入 (A・B・C 海域)		
廃棄物排出量	〇t/年	処分頻度	月〇回
保管方法	工場内保管場所にて保管		
収集・運搬者	住所 横浜市××区×× 氏名 △△運輸株式会社		
最終処分者	住所 横浜市中区南本牧3番1、4番 氏名 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場		

横浜市記入欄

記入しないこと

記入例(うら)

試料の性状	1. 原状色(黒)	2. 凝状	3. 粉体状	4. 塊状	5. その他()
分析項目	海洋投棄の廃棄物(3. 〇以上) 1. 〇以上 2. 〇以上 3. 〇以上 4. 〇以上 5. 〇以上 1. 〇以上 2. 〇以上 3. 〇以上 4. 〇以上 5. 〇以上				
水分	〇%	pH	8.5 (25.0℃)	抽出物質量	1,000mg/kg
抽出率	〇%	不溶成分	〇%	抽出率	〇%
項目	含有量試験値	抽出試験値	含有量試験値	抽出試験値	
アルキル水素	<0.01 mg/kg	<0.0005 mg/kg			
銅	<0.01 mg/kg	<0.0005 mg/kg			
カドミウム	<0.5 mg/kg	<0.01 mg/kg			
鉛	<0.5 mg/kg	<0.05 mg/kg			
有機炭素	<0.1 mg/kg	<0.1 mg/kg			
六価クロム	<0.5 mg/kg	<0.05 mg/kg			
亜鉛	<0.5 mg/kg	<0.01 mg/kg			
シアン	<0.5 mg/kg	<0.1 mg/kg			
PCB	<0.01 mg/kg	<0.0005 mg/kg			
トリクロロエチレン	mg/kg	<0.005 mg/kg			
テトラクロロエチレン	mg/kg	<0.005 mg/kg			
ジクロロメタン	mg/kg	mg/kg			
四塩化炭素	mg/kg	mg/kg			
1,2-ジクロロエタン	mg/kg	mg/kg			
1,1-ジクロロエチレン	mg/kg	mg/kg			
2,2,4,4-テトラフルオロエタン	mg/kg	mg/kg			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/kg	mg/kg			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/kg	mg/kg			
1,2-ジクロロプロパン	mg/kg	mg/kg			
オウゴン	mg/kg	mg/kg			
シマジン	mg/kg	mg/kg			
チオベンカルブ	mg/kg	mg/kg			
ベンゼン	mg/kg	mg/kg			
セレン	mg/kg	mg/kg			
1,4-ジオキサン	mg/kg	mg/kg			
ダイオキシン類	mg-TEQ/kg	mg-TEQ/kg			
銅	mg/kg	mg/kg			
亜鉛	mg/kg	mg/kg			
有機炭素	mg/kg	mg/kg			
バリウム	mg/kg	mg/kg			
クロム	mg/kg	mg/kg			
ニッケル	mg/kg	mg/kg			
バナジウム	mg/kg	mg/kg			
有機炭素	mg/kg	mg/kg			
フェノール類	mg/kg	mg/kg			
分析機関	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇		分析期間 令和〇年 〇月 〇日～ 〇月 〇日		
所在地	〇〇分析		環境計量士 〇〇〇〇		
連絡先電話番号	〇〇〇〇〇		TEL 045-〇〇〇〇〇〇〇		

産業廃棄物分析調査報告書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ① 排出事業者の住所、氏名を記入してください。
- ② 初めて承認申請する廃棄物なら「新規」、二度目以降であれば「継続」を選択してください。
排出事業者ごとではなく、廃棄物の種類ごとなので注意してください。
- ③ 各欄に記入してください。ただし、製造業でない場合、主要製品の記入は不要です。
- ④ 廃棄物発生場所の住所及び**発生工程**を記入してください。中間処理施設の場合は別紙にてフロー図を添付するのも可です。
- ⑤ 所有する施設で該当するものがあれば記入してください。
(例：電気メッキ施設(66番))
「事業活動に伴って発生する廃棄物の処理について」の「別表 政令で定められた施設」から確認することもできます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/01haisyutu.html#haisyutup>
- ⑥ 各欄に記入してください。ただし、工事等単発の搬入の場合、処分頻度と通常保管量の記入は不要です。
廃棄物排出量については、月平均量を記入してください。また、廃棄物排出量は、後日提出する「産業廃棄物搬入届出書」の搬入量と「付属書」の数量根拠の数値に合わせる必要がありますので、それを念頭に記入してください。
- ⑦ 収集運搬契約相手方の住所、氏名、電話番号、収集運搬業許可証の番号を記入してください。自己運搬の場合は「自己運搬」と記入してください。
- ⑧ 一般性状試験結果及び必要な分析項目の分析結果について、**分析機関が記入**してください。また、分析機関の印が必要です。

(3) 受入品目の具体例

(注意事項)

- ・リサイクル可能な金属は受入していません。
- ・最終処分場の延命化のため、リサイクル、焼却等による減容化も検討してください。
- ・受入できる品目であっても受入基準を満たさないものは受入できません。手引きP3で確認してください。
- ・「石綿含有の可能性」の○、△は目安です。記載に関わらず届出者(排出者)が責任をもって調べていただくようお願いします。

索引	品 名	安定型 管理型	産業廃棄物の種類	石綿含有 の可能性	備 考
あ	アスファルトコンクリート	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限ります。
	アスファルトルーフィング	安定型	廃プラスチック類	△	板紙(「紙くず」)を用いているものなど、手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものが含まれている場合は受入できません。
	アスファルトジュート	—	受入できません		麻布(「繊維くず」)が含まれているため受入できません。
	洗い出し平板	安定型	がれき類		
い	イオン交換樹脂	—	性状により判断		「汚泥」または「廃プラスチック類」として受入できません。汚染が懸念される樹脂は「汚泥」として扱います。汚泥は事前承認が必要です。手引P18を参照してください。
	インターロッキングブロック	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限ります。
う	ウレタン	安定型	廃プラスチック類		
え	ALC板	—	受入できません		水に浮くため受入できません。
	FFU(軽量耐食構造材)合成木材	—	受入できません		水に浮くため受入できません。
	FRP(繊維強化プラスチック)	安定型	廃プラスチック類		
	塩化ビニル管(塩ビ管、VP管、VU管、HIVP管)	安定型	廃プラスチック類		縦割り等を行い、中空でない状態でのみ搬入できます。
	塩化ビニルシート	安定型	廃プラスチック類	△	
お	大谷(おおや)石	安定型	がれき類		
	押出成形セメント板	安定型	がれき類	△	
か	貝殻	—	受入できません		手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものは受入できません。
	碓子(ガイシ)	安定型	がれき類		製造過程等に出じる破片等は「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」です。
	改良土	安定型	がれき類		固化されがれき状となり、土として利用できないものに限ります。
	化繊カーテン	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限ります。
	ガラス	安定型	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		
	ガラス繊維強化コンクリート(GRC)	安定型	がれき類		
	カラーベスト	安定型	がれき類	△	
	ガルバリウム鋼板	—	受入できません		リサイクルできるものは受入できません。
	岩綿吸音板	安定型	がれき類	△	石膏ボードと接着され剥がせないものは「石膏ボード(管理型)」として申請してください。
き	キャストブル耐火材	安定型	がれき類		

索引	品 名	安定型 管理型	産業廃棄物の種類	石綿含有 の可能性	備 考
く	草、木	—	受入できません		手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものは受入できません。
	グラスウール	安定型	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		水に浮かないものに限ります。
	グレーチング	—	受入できません		リサイクルできるものは受入できません。
け	蛍光灯	—	受入できません		水銀が使われているので処理が可能な中間処理業者に処分を依頼してください。
	ケイ酸カルシウム板(ケイカル板)	安定型	がれき類	△	「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石綿を含有していないことの証明書を添付してください。
	景石	安定型	がれき類		
	軽量ブロック	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限ります。
	建設汚泥	管理型	汚泥(建設汚泥)		事前承認が必要です。手引P18を参照してください。
	間知(けんち)石	安定型	がれき類		
こ	コーキング	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限ります。
	コールドタールエナメル塗装	—	性状により判断		廃プラで搬入する場合は有害物質を含有していないことの証明書を添付してください。汚泥は事前承認が必要です。手引P18を参照してください。
	コロニアル	安定型	がれき類	△	
	コンクリート	安定型	がれき類	△	リサイクルできないものに限ります。製造過程等で出じる破片等は「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」です。石綿含有塗材がついているものは「安定型(石綿含有)」で申請してください。
	コンクリート固化物	—	受入できません		中身が判別できないため受入できません。
	コンクリートの粉塵	管理型	その他汚泥	△	塗料由来等の石綿を含有しているものは受入できません。
	コンクリート平板	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限ります。
さ	サイディング	安定型	がれき類	△	木材などの手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものが含まれている場合は受入できません。
	残土	—	受入できません		廃棄物でないため受入できません。
	サンドブラスト廃砂	—	性状により判断		廃砂そのものは「鉱さい」ですが、塗料くずを一定量含むものは「汚泥」として受入できます。鉱さい、汚泥は事前承認が必要です。手引P18を参照してください。
し	ジオベスト土舗装	安定型	がれき類		固化されがれき状となり、土として利用できないものに限ります。
	磁器タイル	安定型	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		タイルにコンクリートやモルタルが付着し取れない場合は、届出には「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」と「がれき類」両方を記載し、それぞれの厚さで按分した重量を記載してください。
	自然石	安定型	がれき類		
	樹脂系カラー舗装	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限ります。
	樹脂モルタル	安定型	がれき類		

索引	品 名	安定型 管理型	産業廃棄物の種類	石綿含有 の可能性	備 考
	ジプトーン(化粧石膏 ボード)	管理型	その他管理型(石膏 ボード)		
	小舗(しょうほ)石(ピンコ ロ)	安定型	がれき類		
	シール材、シーリング材 (プラスチック製)	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限ります。
	砂利	—	性状により判断		土や草が混じっているもの、骨材としてリサイクル できるものは受入できません。 そうでない場合「がれき類」として受入できます。
	浚渫土砂	—	受入できません		廃棄物ではないため受入できません。
	人工宝石(サファイアな ど)	安定型	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず		
す	スタイロフォーム	—	受入できません		断熱・防水材、密度1/30程度(極めて軽い)のものは水に浮くため受入できません。
	スチールショットブラスト	—	性状により判断		スチールショットブラストそのものは「金属くず」ですが、 塗料くずを一定量含むものは「汚泥」として受入できま す。鉱さい、汚泥は事前承認が必要です。手引P18を参 照してください。
	スチール手摺	—	受入できません		リサイクルできるものは受入できません。
	砂	—	受入できません		廃棄物ではないため受入できません。
	スラグ(鉱さい)	管理型	鉱さい		事前承認が必要です。手引P18を参照してくださ い。
	スラグせっこう板	安定型	がれき類	△	
	スレート(波板・ボード)	安定型	がれき類	△	「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石 綿を含有していないことの証明書を添付してくださ い。
せ	石綿セメント板	安定型	がれき類	○	
	石膏ボード	管理型	その他管理型(石膏 ボード)	△	「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石 綿を含有していないことの証明書を添付してくださ い。
	ゼットパイプ(硬化瀝青 管)	—	受入できません		心材に「紙くず」が含まれているため受入できませ ん。
	セラミック舗装	安定型	がれき類		
そ	ソイルセメント	安定型	がれき類		
	ソーラトン(ロックウール 化粧吸音板)	安定型	がれき類	△	
た	耐火レンガ	安定型	がれき類		焼却灰等の付着がないものに限ります。
	耐火被覆板	安定型	がれき類	△	
	耐火二層管(とみじ管)	安定型	廃プラスチック	△	モルタルが付着し取れない場合は、届出には「廃 プラスチック」と「がれき」両方を記載し、それぞ れの厚さで按分した重量を記載してください。
	タイル	安定型	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず		タイルにコンクリートやモルタルが付着し取れない 場合は、届出には「ガラス・コンクリート・陶磁器く ず」と「がれき類」両方を記載し、それぞれの厚さで 按分した重量を記載してください。自然石のタイル の場合は「がれき類」です。
	タイルカーペット	安定型	廃プラスチック類		
	ダスト舗装	—	性状により判断		固化していれば「がれき類」として受入できます。
	脱色アスファルト	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限ります。
	玉石	安定型	がれき類		

索引	品 名	安定型 管理型	産業廃棄物の種類	石綿含有 の可能性	備 考
つ	土系舗装材(ソイル舗装)	安定型	がれき類		固化されがれき状となり、土として利用できないものに限ります。例)真砂土舗装等
て	手洗い器	安定型	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		
	鉄平(てっぺい)石	安定型	がれき類		
	テニスコートの表層ゴム	安定型	廃プラスチック類	△	コンクリートが付着し取れない場合は、届出には「廃プラスチック類」と「がれき類」両方を記載し、それぞれの厚さで按分した重量を記載してください。
	テラゾーブロック	安定型	がれき類		
	電線	—	受入できません		リサイクルできるものは受入できません。
	点字ブロック	安定型	がれき類		合成ゴム製の場合は「廃プラスチック類」です。
と	陶管	安定型	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		中空でない状態でのみ搬入できます。
	トムレックス	—	受入できません	○	特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当するため搬入できません。
	塗料(石綿含有塗材)	—	受入できません	○	塗料だけを剥がしたものは飛散性が生じるため受入していません。
	土丹(どたん)岩	安定型	がれき類		がれき状のものに限ります。
	ドリゾール補強版	安定型	がれき類		木材が混合されているタイプのものは受入できません。
は	灰(燃料に使った木材の灰など)	管理型	燃え殻		事前承認が必要です。手引P18を参照してください。燃え残った「木くず」は受入できません。
	ばいじん	管理型	ばいじん		事前承認が必要です。手引P18を参照してください。
	廃タイヤ	安定型	廃プラスチック類		リサイクルできないものに限ります。また、中空でない状態にして搬入してください。
	パッキン(ゴム製、プラスチック製)	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限ります。ガラス繊維製のものは「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」です。
	パッキン(石綿入り)	—	性状により判断	○	配管からパッキンを外せない場合は、受入基準(中空の状態でないもの)を満たさないため受入できません。パッキンだけを剥がしたものについては、原型を保っておらず飛散性が生じる場合受入できません。
	パーライトボード	安定型	がれき類	△	
ひ	珪素含有石膏ボード	—	受入できません		珪素の溶出、基準超過の可能性が高いため受入していません。
	Pタイル(プラスチックタイル、ビニル床タイル)	安定型	廃プラスチック類	△	「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石綿を含有していないことの証明書を添付してください。
	ヒューム管	安定型	がれき類		鉄筋コンクリート(鉄部分は別)
ふ	プラスターボード	管理型	その他管理型(石膏ボード)	△	
	プラウウッド(擬木)	安定型	廃プラスチック類		木材が混合されているタイプのものは受入できません。
	フレキシブルボード(フレキ)	安定型	がれき類	△	「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石綿を含有していないことの証明書を添付してください。石膏ボードと接着され剥がせないものは「石膏ボード(管理型)」として申請してください。

索引	品 名	安定型 管理型	産業廃棄物の種類	石綿含有 の可能性	備 考
へ	平板ブロック	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限りります。
	ヘキサロック	安定型	がれき類		金属とアスファルトの分離が難しいものに限り受入しています。受入基準(30cm以内等)を遵守してください。
	便器	安定型	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		
ほ	防球ネット	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限りります。
	防水シート	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限りります。 芯材に綿(「繊維くず」)が使われているなど、手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものが含まれている場合は受入できません。
	保温材(石綿含有)	—	受入できません	○	特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当するため搬入できません。
	墓石(ぼせき)	安定型	がれき類		製造過程等で破片等は「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」です。
	ポリエチレン管(PEP)	—	受入できません		水に浮くものは受入できません。
	ポリカーボネート	安定型	廃プラスチック類		
ま	真砂土舗装	安定型	がれき類		固化されがれき状となり、土として利用できないものに限りります。
み	御影石	安定型	がれき類		
め	メッキ汚泥	管理型	汚泥(メッキ汚泥)		事前承認が必要です。手引P18を参照してください。
も	木片セメント板	—	受入できません		手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のもの(「木くず」)が含まれている場合は受入できません。
	木毛板(集積材)	—	受入できません		手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のもの(「木くず」)が含まれている場合は受入できません。
	モルタル	安定型	がれき類		
ら	ライニング材	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限りります。
り	リシン吹き付け	—	受入できません	○	特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当するため受入できません。
れ	レジンコンクリート	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限りります。
	レンガ	安定型	がれき類		
ろ	ロックウール	安定型	がれき類	△	
	ロックウール保温板	安定型	がれき類	△	石綿を含む保温材は特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当するため搬入できません。石綿を含まない保温材は石綿を含有していないことの証明書を添付できれば、「安定型(石綿含有を除く)」で搬入できます。
	ロックウール化粧吸音板	安定型	がれき類	△	
わ	割栗(わりぐり)石	安定型	がれき類		